

## (案3)

資料3

### 健康・医療戦略ファンドタスクフォースの開催について（案）

〔平成26年〇月〇日〕  
健康・医療戦略推進会議決定

1. 健康・医療戦略（平成25年6月14日関係閣僚申合せ）に基づき、健康・医療に関する投資について健康・医療分野の特性に応じた運用の実施にあたり、その運用方針やルール等について議論・策定するため、健康・医療戦略ファンドタスクフォース（以下、「TF」という。）を開催する。
2. TFは、健康・医療戦略推進会議議長が指名する者を構成員とする。
3. TFの議長は、構成員の中から健康・医療戦略推進会議議長が指名する。
4. TFの議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。
5. TFの庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。